

## 諸外国の大統領(首相)の多選制限の状況(未定稿)

	選出方法	根拠法規	任期	根拠法規	多選制限の規定	根拠法規
アメリカ	大統領 直接選挙 (総選挙により各州で選出された選挙人が投票)	憲法第2条第1節	4年	憲法第2条第1項	2期まで (任期のうち2年を超えて大統領の職にあった場合は一期とみなす。)	憲法修正第22条第1節
カナダ	首相 間接選挙 (女王が任命した総督が、下院の多数派から任命)	1867年憲法第14条	なし	—	なし	—
イギリス	首相 間接選挙	—	なし	—	なし	—
ドイツ	首相 間接選挙 (大統領の提案を受け連邦議会(下院)で選出)	ボン基本法第63条	4年	ボン基本法第69条第2項	なし	—
	大統領 <sup>※1</sup> 間接選挙	ボン基本法第54条第1項	5年	ボン基本法第54条第2項	連続しての 3選禁止	ボン基本法 第54条第2項
フランス	首相 <sup>※2</sup> 間接選挙 (大統領による任命)	フランス共和国憲法第8条	なし	—	なし	—
	大統領 直接選挙	フランス共和国憲法第5条	5年	フランス共和国憲法第5条	なし	—
イタリア	首相 間接選挙	イタリア共和国憲法第92条、第94条	なし	—	なし	—
	大統領 <sup>※3</sup> 間接選挙	イタリア共和国憲法第83条	7年	イタリア共和国憲法第85条	なし	—
韓国	大統領 直接選挙	大韓民国憲法67条	5年	大韓民国憲法70条	1期のみ	大韓民国憲法 第70条

※1 ドイツの大統領は、連邦の国際法上の代表であり(基本法第59条第1項)、象徴的。連邦会議における間接選挙で選出される。

※2 フランスの首相は、大統領が任命し、共に行政権を有する半大統領制。

※3 イタリアの大統領は国の元首であり(共和国憲法第87条)、象徴的。議会の両議院議員と各州代表各3名による間接選挙で選出される。